

証券コード 6342

(発送日) 2024年6月12日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日)2024年6月4日

愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8

株 式 会 社 太 平 製 作 所

取締役社長 齊 藤 武

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供制度をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第137回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<http://www.taihei-ss.co.jp/>

(上記のウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主様へのご案内」を選択いただき、ご確認ください。)



また、上記のほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6342/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」、4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2024年6月26日(水曜日)午後4時50分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8 当社会議室
（末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第137期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第137期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

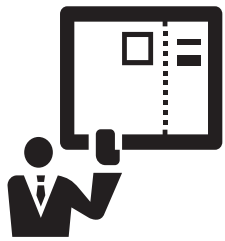
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

=====

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置に修正が生じた場合、1頁目に記載のインターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませ
すようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議
案の賛否をご入力くださ
い。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後4時50分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示の
うえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後4時50分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

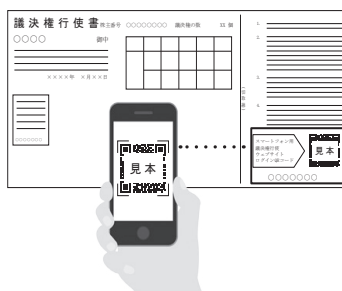
インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

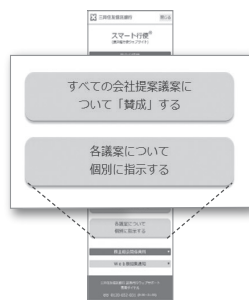
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

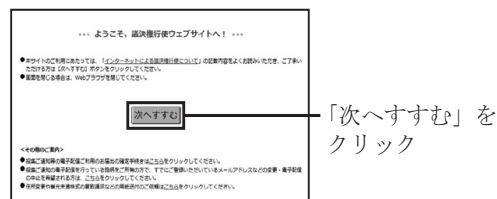
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

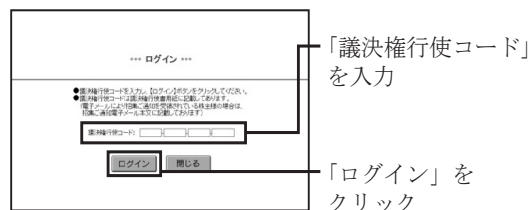
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

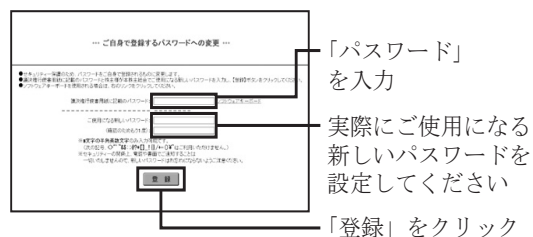
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い社会経済活動は継続的に正常化の動きがみられた一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢や中東地域をめぐる情勢の深刻化に加えて記録的な円安の進行などによる原材料価格やエネルギー価格をはじめとする物価の上昇や、国内における政策金利の引き上げなど、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

林産業の動向につきましては、新築住宅着工戸数の減少に伴う木質の住宅建材需要減少の影響などにより、当社グループの事業活動と関わりの深い合单板生産量および集成材生産量ともに緩やかな減少傾向で推移するなか、政府主導で推進されている木質資源の有効活用を背景にLVLやCLTなどの新建材需要の動向に引き続き期待をよせる状況が続きました。

このような状況のなか、当社は国内外への受注活動に加えて当社ブランドおよび機械認知度の向上に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、既存機械の省人・省力化に資する改善や新建材の製造に係る新たな技術の開発に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、8,843百万円（前連結会計年度比37.4%増）となりました。売上高のうち輸出は、1,389百万円（前連結会計年度は810百万円）で輸出比率は15.71%となりました。損益面につきましては、当社従業員の安定的な生活を補助する目的で実施したインフレ手当の支給などによる人件費増加に加えて、国内外への展示会出展などに伴う広告宣伝費計上の影響もあり販売費・一般管理費は増加したものの、営業利益は1,432百万円（前連結会計年度比92.8%増）、経常利益は1,432百万円（前連結会計年度比86.3%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,065百万円（前連結会計年度比56.0%増）となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 合板機械事業

合板機械事業につきましては、足元の受注案件における機械製造および設置は概ね順調に進むとともに、既設機械のメンテナンスや改善の提案活動および海外の受注活動において一定の成果が上がったことに加えて、特殊要因による大型受注の影響もあり売上高は6,592百万円（前連結会計年度比54.3%増）、営業利益は1,561百万円（前連結会計年度比130.4%増）となりました。

ロ. 木工機械事業

木工機械事業につきましては、主力機械であるフィンガージョイントラインやスキャナー関連を中心とした受注活動に加えて顧客ニーズを捉えた機械の開発に注力いたしました。2023年10月開催の日本木工機械展におきまして、デジタル技術によって完成品の品質管理等に大きく貢献する次世代型スキャナー「T-Scanner DX」を出展し、技術優秀賞を受賞いたしました。当該事業の売上高は1,410百万円（前連結会計年度比32.8%増）となりました。営業利益は、人件費が増加したことに加え部材調達コストが想定以上に増加したことなどにより39百万円（前連結会計年度比72.8%減）に留まりました。

ハ. 住宅建材事業

住宅建材事業につきましては、当社の得意とするツーバイフォーに係る新築住宅の受注獲得および木質建材販売等の営業活動に注力いたしましたが、新築住宅市場の冷え込みに伴う建材需要の減少等もあり、売上高は840百万円（前連結会計年度比23.9%減）に留まりました。損益面につきましては、物価上昇に伴う荷造り運賃の増加に加えて取引先企業の倒産に伴う貸倒損失の影響もあり、営業損失62百万円（前連結会計年度は19百万円の営業利益）となりました。

事業区分	売上高（百万円）	受注高（百万円）
合板機械事業	6,592	4,647
木工機械事業	1,410	1,818
住宅建材事業	840	863

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、212百万円であります。

その主なものは、当社の、建物附属設備・機械装置および車両運搬具の購入等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度末における借入実行残高は800百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2021年3月期 第134期	2022年3月期 第135期	2023年3月期 第136期	2024年3月期 第137期(当期)
売 上 高 (百万円)	3,538	4,938	6,437	8,843
経 常 利 益 (百万円)	86	282	768	1,432
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3	223	683	1,065
1株当たり当期純利益 (円)	2.76	161.08	490.11	762.69
総 資 産 (百万円)	8,192	8,588	9,926	12,032
純 資 産 (百万円)	5,063	5,251	5,844	6,853
1株当たり純資産 (円)	3,678.52	3,774.00	4,217.31	4,838.30

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第135期の期首から適用しており、第135期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
太平ハウジング株式会社	50百万円	100%	住宅用建設資材の製造販売

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う規制等の緩和による個人消費やインバウンド需要の回復など、継続的な社会経済活動の正常化に伴い企業の設備投資意欲は底堅く推移することが見込まれる一方で、政策金利の引き上げによる影響やエネルギー、資材価格などの高騰による実質的な設備投資の抑制懸念に加えて外国為替市場の動向にも注視が必要です。

林産業の見通しにつきましては、人口動態などのマクロ経済の要因による新築住宅着工戸数の継続的な減少傾向に伴い合単板や集成材需要の緩やかな減少が見込まれるなか、脱炭素社会の実現やSDGsの達成等を背景に、政府主導で推進されている木質資源の有効活用に資する新たな木質建材需要の動向に期待が寄せられる状況が続くものと想定されます。他方、同マクロ環境などを要因として進行する労働力不足や物価上昇などに伴う政府の賃上げ要請を背景とした人件費の高騰は、当社グループのみならず当社の顧客にわたる課題であると認識しております。

このような経営環境のなか、当社グループは「独自の商品を創造し社会に貢献する」という経営理念に基づき、国内外における積極的な受注活動および足元の受注案件を着実に進めるとともに、業務効率化による生産性の向上を図り利益率の向上に努めてまいります。技術面につきましては、LVLをはじめとする金属等に代わる新たな木質建材を効率よく生産するための技術の確立および普及に注力するとともに、既存の主力機械をベースとした利便性の向上、環境負荷の軽減および人手不足に対応する改善など、社会・環境ニーズおよび顧客ニーズに即した技術の開発を推し進めてまいります。また、海外展開につきましては、日本と比較して木材需要が相対的に高い北米エリアを中心に販路の拡大および販売体制の強化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	主要製品
合板機械事業	ナイフ研磨機、ドライヤー、ホットプレス
木工機械事業	チップパー、フィンガージョインター、スキャナー装置
住宅建材事業	ツーバイフォー工法住宅用建設資材（木質パネル）

(6) 主要な営業所および工場（2024年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	愛知県小牧市
工場	本社（愛知県小牧市）、大阪（大阪市住之江区）
営業所	大阪（大阪市住之江区）

② 子会社

会社名	所在地
太平ハウジング株式会社	岐阜県可児市

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合板機械事業	70名	3名減
木工機械事業	41名	1名減
住宅建材事業	38名	1名増
全社（共通）	7名	2名増
合計	156名	1名減

（注）使用人数は、就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118名	2名減	38.7歳	16.5年

（注）使用人数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社商工組合中央金庫	250
株式会社十六銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社愛知銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,500,000株（自己株式83,535株を含む。）
- ③ 株主数 1,267名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
木戸修	135	9.5
太平製作所自社株投資会	114	8.0
太平製作所取引先持株会	90	6.4
株式会社名南製作所	38	2.7
内藤幸男	37	2.6
齊藤武	31	2.1
宇藤秀樹	27	1.9
株式会社愛知銀行	25	1.7
株式会社名古屋銀行	25	1.7
三井住友信託銀行株式会社	25	1.7

（注） 1. 当社は、自己株式83千株（発行済株式の総数に対する持株数の割合5.5％）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	13,932株	6名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	1,548株	1名
社外取締役(監査等委員)	1,082株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16ページ「2.(3)④取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
齊 藤 武	取締役社長（代表取締役）	
尾 関 修 康	取 締 役（総務部長）	太平ハウジング株式会社 取締役（非常勤）
指 吸 隆 幸	取 締 役（大阪事業部長）	太平ハウジング株式会社 取締役（非常勤）
祖父江 雅 也	取 締 役（小牧事業部技術統括部長）	
森 淳 彦	取 締 役（小牧事業部開発営業部長）	
溝 口 祥 司	取 締 役（大阪事業部技術営業部長）	
神 谷 慎 二	取 締 役（監査等委員・常勤）	
内 藤 幸 男	取 締 役（監査等委員）	
安 達 和 平	取 締 役（監査等委員）	安達公認会計士事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)内藤幸男氏および取締役(監査等委員)安達和平氏は社外取締役であります。
2. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、神谷慎二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役(監査等委員)内藤幸男氏および取締役(監査等委員)安達和平氏の2名を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬等の算定方針は、取締役が果たす大きな役割の一つである、ステークホルダーへの利益還元実績に基づくものとしており、なかでも、株主への還元である配当実績および従業員への還元である賞与支給実績ならびにベースアップ実績を算定の主要な基礎としております。

取締役総務部長が取締役の報酬等の算定方針および算定の基礎に基づき策定した報酬案をもとに、監査等委員会の意見を踏まえ取締役会で協議の上決定しております。

また、2020年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2020年6月26日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬等および非金銭報酬に関する方針

取締役の職位ごとに定めた職責、配当実績および社員の賞与支給実績等を総合的に考案し決定し、基本報酬、賞与（監査等委員である取締役を除く）、および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として支給する。

b. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬のうち15%～30%分を非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）とする。

また、賞与については、算定基礎の変動の度合いに応じて算出された額を支給する。

c. 報酬等の付与時期や条件等に関する方針

基本報酬については、月例の固定金銭報酬、賞与については、年1回の金銭報酬とする。非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、年1回による非金銭報酬債権とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	134,543	92,232	14,400	27,911	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13,799	10,608	—	3,191	1
社外取締役(監査等委員)	9,656	7,425	—	2,231	2
計	157,999	110,265	14,400	33,334	9

(注) 1. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。

3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第129回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

なお、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は8名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬構成は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬の限度額は、基本報酬および賞与については年額200百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額50百万円以内、普通株式の総数は年3万株以内であります。

監査等委員である取締役の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額15百万円以内、普通株式の総数は年1万株以内であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	内 藤 幸 男	—	—	—
社外取締役	安 達 和 平	安達公認会計士事務所	公認会計士	なし

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 内藤 幸男	当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会19回全てに出席いたしました。取締役会においては、豊富な経営経験と高い見識から積極的な意見を述べており、専門的な立場からの監査、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 安達 和平	当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会19回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に精通しており、高い見識と幅広い経験から、独立性及び客観性を確保した助言・監督等を果たしております。取締役会においては、専門的見地や独立した立場等から、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。また、監査等委員会においては、公認会計士および税理士としての経験および専門的知見から適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、取締役会が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス態勢規程」を制定し、この規程に従って、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを徹底するものとする。

ロ．当社は、法令・社会規範を遵守した上で「リスクマネジメント」の水準を維持・向上させ、より公正で透明な経営システムの構築を目指すことを目的に「リスク管理規程」を制定する。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部監査室」を設置する。

ハ．取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく「取締役会」において報告するものとする。

ニ．監査等委員会は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書はこれを保存し（電磁媒体を含む）、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切、かつ確実に保存・管理する。

I 株主総会議事録

II 取締役会議事録

III 監査等委員会議事録

IV 稟議書・決裁願書

V 重要な契約書

VI 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告およびその附属明細書

VII 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程にもとづきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

ロ．リスク管理の全社的な統括・推進を行う部署として「内部監査室」を設置して、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行う。また「内部監査室」は各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査等委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定にもとづく業務執行については、業務分掌規程、承認基準において、それぞれの責任者および責任について定めることとする。
- ⑤ 当社（事業報告作成会社）および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。
ロ．当社取締役および子会社の取締役は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会から求められた場合は、補助使用人を設置しなければならない。なお、補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金の改定については監査等委員会の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に対する体制、当社の子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
イ．当社の取締役および使用人は、法定の事項に加えて、当社ならびに当社グループの経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査等委員会規則」にもとづき監査等委員会に報告する。
ロ．子会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加えて、当該子会社の経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査役会規則」にもとづき監査役に報告する。報告を受けた監査役は速やかに当社監査等委員会に報告する。
- ⑧ 報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ．当社は、監査等委員会または、子会社においては監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
ロ．監査等委員会は、報告を行った取締役および使用人の人事異動、人事評価および懲罰等に対して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

- ⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払いまたは債務の償還手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員等の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役は、監査等委員との意見交換の場を設け、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

ロ．監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

ハ．監査等委員は、会社の重要な意思決定プロセスおよび業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

ニ．監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査結果の報告等、監査等委員会との連携に努めるものとする。

- ⑪ 財務報告の信頼性、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、監査の実施にあたり、財務報告の信頼性を確保するため、監査等委員会が必要と認める場合においては、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとるものとする。

ロ．個々の取引は、社長または規程で定める者の承認を必要とする。

ハ．企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務諸表を作成できるように記帳する。

ニ．会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとる。

ホ．財務報告は必要な社内手続きを経た上で社外に公表する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、内部監査室および総務部が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンス意識の向上を図るべく取り組んでおります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,600,674	流 動 負 債	4,787,022
現金及び預金	4,185,856	支払手形及び買掛金	1,984,935
受取手形	562,344	短期借入金	700,000
売掛金	861,798	1年内返済予定の長期借入金	46,200
契約資産	1,231,724	リース債務	12,639
有価証券	1,800,000	未払費用	118,021
仕掛品	222,585	未払法人税等	348,369
原材料及び貯蔵品	488,237	賞与引当金	123,367
その他	261,340	受注損失引当金	3,401
貸倒引当金	△13,213	完成工事補償引当金	184,000
固 定 資 産	2,431,541	前受金	1,096,433
有形固定資産	1,376,907	その他	169,653
建物及び構築物	524,627	固 定 負 債	391,910
機械装置及び運搬具	109,520	長期借入金	53,800
土地	689,746	リース債務	8,759
リース資産	11,930	繰延税金負債	27
建設仮勘定	30,000	退職給付に係る負債	326,878
その他	11,081	役員退職慰労引当金	2,445
無形固定資産	12,751	負 債 合 計	5,178,932
ソフトウェア	6,209	純 資 産 の 部	
リース資産	6,541	株 主 資 本	6,819,146
投資その他の資産	1,041,883	資 本 金	750,000
投資有価証券	478,403	資本剰余金	154,872
繰延税金資産	60,900	利益剰余金	6,031,173
その他	502,580	自己株式	△116,898
資 産 合 計	12,032,216	その他の包括利益累計額	34,137
		その他有価証券評価差額金	34,137
		純 資 産 合 計	6,853,283
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,032,216

連結損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,843,428
売上原価		6,354,862
売上総利益		2,488,565
販売費及び一般管理費		1,056,526
営業利益		1,432,038
営業外収益		
受取利息	449	
受取配当金	5,594	
受取保険金	690	
保険解約返戻金	3,476	
鉄屑売却収入	8,595	
助成金収入	1,517	
その他の他	5,407	25,732
営業外費用		
支払利息	2,771	
デリバティブ評価損	22,560	
その他の他	9	25,341
経常利益		1,432,429
特別利益		
固定資産売却益	543	543
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		1,432,973
法人税、住民税及び事業税	418,546	
法人税等調整額	△51,247	367,298
当期純利益		1,065,674
親会社株主に帰属する当期純利益		1,065,674

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	750,000	114,957	5,118,777	△159,594	5,824,140
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△153,279		△153,279
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,065,674		1,065,674
自 己 株 式 の 取 得				△65	△65
自 己 株 式 の 処 分		39,914		42,761	82,676
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					—
当連結会計年度変動額合計	—	39,914	912,395	42,695	995,005
当連結会計年度末残高	750,000	154,872	6,031,173	△116,898	6,819,146

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	20,723	20,723	5,844,863
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△153,279
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,065,674
自 己 株 式 の 取 得			△65
自 己 株 式 の 処 分			82,676
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	13,413	13,413	13,413
当連結会計年度変動額合計	13,413	13,413	1,008,419
当連結会計年度末残高	34,137	34,137	6,853,283

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1 社
---------	-----

連結子会社の名称	太平ハウジング株式会社
----------	-------------

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については
移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子
会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収
益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を
採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日
(リース資産を除く) …… 以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築
物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) …… なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

施設利用権 15年

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定
額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につい
ては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額
を計上しております。

- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち
当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金…………… 連結子会社において、役員に対する退職金の支給に備
えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を
計上しております。

- ④ 完成工事補償引当金…………… 顧客に納入した製品に対して発生するクレームに係る
費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費につ
いて合理的に見積ることができる金額を計上しており
ます。

- ⑤ 受注損失引当金…………… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計
年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能
性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることがで
きるものについて、その損失の見込額を計上しており
ます。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

①一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

住宅建材事業においては、主にツーバイフォー工法住宅の構造躯体（パネル）の製造販売を行っております。これら製品の製造は納期がごく短く、顧客への引渡時に支配の移転が完了し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

②一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

住宅建材事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高(未完成部分) 4,176,223千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事について、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出した進捗度に応じて収益を認識しております。

工事原価総額の見積りは実行予算によって行い、履行義務が充足されるまで随時工事原価総額の検討・見直しを行っております。しかし、工事案件を取り巻く環境の変化(仕様変更・工期の変更による追加原価の発生及び資材価格の高騰等)が生じた場合、工事収益総額及び工事原価総額が変動するとともに、期末における進捗度の見積りにも影響を与えることとなり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,152,462千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,500,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	83,155千円	60円	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月6日 取 締 役 会	普通株式	70,124千円	50円	2023年9月30日	2023年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	113,317千円	80円	2024年3月31日	2024年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本を毀損しない範囲で預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

通貨オプション取引については、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出に関する取引については、ほとんど円貨建てであるものの、一部外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて通貨オプション取引を実施しております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、株式および社債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には材料仕入れ等の輸入に伴う外貨建てのものもあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金に関しては、主に設備投資や事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念債権の早期把握や縮小を図っております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

有価証券である合同運用指定金銭信託等については、定期的に運用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業の財務状況等については定期的な把握を行っております。

借入金に関しては、長年にわたり当社と取引のある銀行等金融機関に限定しており、できる限り金利の変動リスクの少ないもので調達しております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、実需の範囲内で外貨建資産を対象とした通貨オプション取引を利用しており、投機目的やトレーディング目的のためにはこれを利用しておりません。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	478,402	478,402	—
資産計	478,402	478,402	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	100,000	99,540	△459
負債計	100,000	99,540	△459
デリバティブ取引（*2）	△22,560	△22,560	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

3. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
(1) 株式	77,572	—	—	77,572
(2) 社債	—	400,830	—	400,830
資産計	77,572	400,830	—	478,402
デリバティブ取引				
通貨関連	—	22,560	—	22,560
負債計	—	22,560	—	22,560

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	99,540	—	99,540
負債計	—	99,540	—	99,540

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨オプションの時価は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しているため、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	合板機械事業	木工機械事業	住宅建材事業	
一時点で移転される財	1,146,560	434,422	840,348	2,421,331
一定の期間にわたり移転される財	5,446,360	975,735	—	6,422,096
顧客との契約から生じる収益	6,592,922	1,410,158	840,348	8,843,428
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,592,922	1,410,158	840,348	8,843,428

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

当連結会計年度（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
契約資産	786,973	1,231,724
契約負債	531,488	1,096,433

（注）1. 契約資産

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利の内、顧客から受領している前受対価を除いたものです。契約資産は、履行義務を充足し請求を行った時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

2. 契約負債

契約負債は、顧客との契約において、履行義務が充足される以前に受領した前受対価です。

契約負債は、履行義務の充足に伴い減少します。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 4,838円30銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 762円69銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,197,899	流 動 負 債	4,565,509
現金及び預金	4,005,173	支払手形	1,474,432
受取手形	558,244	買掛金	479,169
売掛金	778,528	短期借入金	550,000
契約資産	1,231,724	1年内返済予定の長期借入金	46,200
有価証券	1,800,000	リース債務	12,639
仕掛品	187,399	未払費用	104,895
原材料及び貯蔵品	376,607	未払法人税等	348,184
前払費用	9,600	賞与引当金	111,198
その他	251,133	完成工事補償引当金	184,000
貸倒引当金	△513	前受金	1,091,923
固 定 資 産	2,472,091	その他	162,865
有形固定資産	1,371,930	固 定 負 債	318,779
建物	503,760	長期借入金	53,800
構築物	18,533	リース債務	8,759
機械及び装置	91,296	退職給付引当金	256,220
車両運搬具	15,614	負 債 合 計	4,884,289
工具器具備品	11,049	純 資 産 の 部	
土地	689,746	株 主 資 本	6,751,618
リース資産	11,930	資 本 金	750,000
建設仮勘定	30,000	資 本 剰 余 金	154,872
無形固定資産	12,751	資本準備金	77,201
ソフトウェア	6,209	その他資本剰余金	77,670
リース資産	6,541	利 益 剰 余 金	5,963,644
投資その他の資産	1,087,409	利益準備金	126,500
投資有価証券	478,298	その他利益剰余金	5,837,144
関係会社株式	50,000	固定資産圧縮積立金	334,307
長期前払費用	4,784	繰越利益剰余金	5,502,837
長期預金	200,000	自 己 株 式	△116,898
繰延税金資産	60,900	評価・換算差額等	34,083
保険積立金	292,699	その他有価証券評価差額金	34,083
その他	727	純 資 産 合 計	6,785,701
資 産 合 計	11,669,990	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,669,990

損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,003,080
売上原価		5,622,100
売上総利益		2,380,980
販売費及び一般管理費		886,174
営業利益		1,494,805
営業外収益		
受取利息	446	
受取配当金	5,592	
保険解約返戻金	3,476	
受取保険金	690	
鉄屑売却収入	8,595	
受取賃貸料	49,200	
助成金収入	1,517	
その他	6,713	76,232
営業外費用		
支払利息	2,280	
デリバティブ評価損	22,560	
固定資産賃貸費用	22,887	
その他	9	47,738
経常利益		1,523,300
特別利益		
固定資産売却益	343	343
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,523,643
法人税、住民税及び事業税	418,361	
法人税等調整額	△51,247	367,113
当期純利益		1,156,530

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資 本 剰余金合計	利 益 準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利 益 剰余金合計		
当 期 首 残 高	750,000	77,201	37,756	114,957	126,500	339,308	4,494,585	4,960,393	△159,594	5,665,756
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,000	5,000	—		—
剰余金の配当							△153,279	△153,279		△153,279
当 期 純 利 益							1,156,530	1,156,530		1,156,530
自己株式の取得									△65	△65
自己株式の処分			39,914	39,914					42,761	82,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										—
当期変動額合計	—	—	39,914	39,914	—	△5,000	1,008,252	1,003,251	42,695	1,085,861
当 期 末 残 高	750,000	77,201	77,670	154,872	126,500	334,307	5,502,837	5,963,644	△116,898	6,751,618

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	20,686	20,686	5,686,442
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△153,279
当 期 純 利 益			1,156,530
自己株式の取得			△65
自己株式の処分			82,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,396	13,396	13,396
当期変動額合計	13,396	13,396	1,099,258
当 期 末 残 高	34,083	34,083	6,785,701

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については
移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用して
おります。

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下
に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用して
おります。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の
低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用し
ております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日
(リース資産を除く) 以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築
物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 4年～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

施設利用権 15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 ……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(4) 完成工事補償引当金 ……………顧客に納入した製品に対して発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(1) 一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高(未完成部分) 4,176,223千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,044,762千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引以外の取引 52,071千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	114,077株	20株	30,562株	83,535株

- (注) 1. 自己株式の数の増加20株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の減少30,562株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
棚卸資産評価減	64,658
貸倒引当金	157
退職給付引当金	78,403
賞与引当金	34,026
株式報酬費用	45,182
完成工事補償引当金	56,304
投資有価証券評価損	5,045
未払事業税等	20,474
開発研究用設備	189,629
その他	14,085
小計	507,967
評価性引当額	△287,496
繰延税金資産計	220,470
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△147,403
その他有価証券評価差額金	△12,167
繰延税金負債計	△159,570
繰延税金資産の純額	60,900

関連当事者との取引に関する注記

子会社等 (単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	太平ハウジング 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	工場用地・建物の賃貸（注）	49,200	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

取引の内容については賃貸料であり、金額については近隣の相場を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	4,790円59銭
2. 1株当たりの当期純利益	827円71銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社太平製作所
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 近 藤 雄 大

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社太平製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太平製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社太平製作所
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 近 藤 雄 大

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太平製作所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第137期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社太平製作所 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 神 谷 慎 二 ⑩

監 査 等 委 員 内 藤 幸 男 ⑩

監 査 等 委 員 安 達 和 平 ⑩

(注) 監査等委員内藤幸男及び安達和平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭であります。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金80円 総額113,317,200円であります。なお、中間配当金として1株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金130円であります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談を行い、慎重に検討したうえで取締役会に上程しております。

また、本議案について、監査等委員会において検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況および業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	お ぜ き の ぶ や す 尾 関 修 康 (1969年10月1日生)	1988年4月 当社入社 2010年8月 小牧事業部営業リーダー 2011年6月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部開発営業部長 2019年6月 取締役小牧事業部開発推進部長 2022年6月 取締役総務部長（現任） (重要な兼職の状況) 太平ハウジング株式会社非常勤取締役	12,212株
	【選任理由】 尾関修康氏は、当社入社以来、小牧事業部の営業部門において、主に主要な顧客との厚い信頼関係の構築等に尽力し、2019年6月以降は取締役として小牧事業部の開発推進部門、人事・財務を司る総務部門の歴任を通じて当社の経営に関与しており、当社グループの業務全般にわたる幅広い知識と豊富な経験を有しております。 今後は、当社グループ全体における事業活動の積極的な推進等をはじめとする経営全般を担い、当社グループの持続的な成長を牽引する役割を期待することから、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	※ い な や ま か ず の ぶ 稲 山 和 伸 (1976年9月21日生)	1995年4月 当社入社 2011年6月 小牧事業部技術開発リーダー 2013年9月 小牧事業部技術開発チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部開発部長（現任）	2,050株
	【選任理由】 稲山和伸氏は、当社入社以来、主に小牧事業部の技術開発部門において活躍するとともに、当社の情報システムにおける管理業務に携わっており、技術、開発およびITにおける高度な知識と経験を有しております。また、2017年3月以降は執行役員として当社の経営に関与しております。今後は、取締役として人事・財務を司る総務部の統括として当社の成長を担う役割を期待することから、新たに取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	ゆび すい たか ゆき 指 吸 隆 幸 (1961年 8 月 8 日生)	1980年 4 月 当社入社 2011年 6 月 大阪事業部開発チーフリーダー 2014年 6 月 執行役員大阪事業部技術開発部長 2020年 6 月 取締役大阪事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 太平ハウジング株式会社非常勤取締役	13,313株
	【選任理由】 指吸隆幸氏は、当社入社以来、大阪事業部の技術部門において、主に製造工程や品質の管理に加えて、新たな技術・機械の開発に携わっており、2020年 6 月以降は、取締役として大阪事業部全体を統括する等、当社の経営に関与しております。今後も引き続き、当社事業の核となる技術および開発における深い知識と豊富な経験を活かし、当社の成長を担う役割を期待することから、取締役候補者といたしました。		
4	そ ぶ え ま さ や 祖父江 雅 也 (1967年 9 月 11日生)	1986年 4 月 当社入社 2011年 6 月 小牧事業部技術開発リーダー 2012年 5 月 小牧事業部技術開発チーフリーダー 2017年 3 月 執行役員小牧事業部技術部長 2019年 6 月 取締役小牧事業部技術管理部長 2022年 6 月 取締役小牧事業部技術統括部長（現任）	12,312株
	【選任理由】 祖父江雅也氏は、当社入社以来、小牧事業部の技術部門において、主に製造工程や品質の管理に加えて、新たな技術・機械の開発に携わっており、2019年 6 月以降は、取締役として技術開発部門全体の統括を担う等、当社の経営に関与しております。今後は、当社事業の核となる技術、開発における深い知識と豊富な経験を活かし、小牧事業部全体を統括する役割を期待することから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
5	もり あつ ひこ 森 淳 彦 (1969年 5 月 28 日生)	1988年 4 月 当社入社 2010年 8 月 小牧事業部営業リーダー 2011年 6 月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年 12 月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年 3 月 執行役員小牧事業部営業開発部長 2019年 6 月 取締役小牧事業部開発営業部長 (現任)	11,612株
	【選任理由】 森淳彦氏は、当社入社以来、主に小牧事業部の営業部門において、主に主要な顧客と厚い信頼関係の構築等に尽力しており、2019年 6 月以降は、取締役として国内外にわたる営業活動全般を統括する等、当社の経営に関与しております。今後も引き続き当社の顧客基盤を活かすとともに、新たな販路の開拓等、営業活動全般を統括する役割を期待することから、引き続き取締役候補者いたしました。		
6	みぞ ぐち しょう じ 溝 口 祥 司 (1968年 12 月 7 日生)	1991年 2 月 当社入社 2011年 6 月 大阪事業部開発チーフリーダー 2012年 6 月 執行役員大阪事業部営業部長 2022年 6 月 取締役大阪事業部技術営業部長 (現任)	9,858株
	【選任理由】 溝口祥司氏は、当社入社以来、大阪事業部の営業部門において、主に主要な顧客と厚い信頼関係の構築等に尽力しており、2022年 6 月以降は、取締役として国内を中心とした営業活動全般を統括する等、当社の経営に関与しております。今後も引き続き大阪事業部の営業活動全般を統括するとともに、これら知見を活かし当社の新たな収益の柱となる事業の構築に資する役割を期待することから、引き続き取締役候補者いたしました。		

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の 3 第 1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。また、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
1	かみ や しん じ 神 谷 慎 二 (1956年11月5日生)	1975年4月 当社入社 2000年6月 小牧事業部技術チーフリーダー 2004年6月 小牧事業部設計・開発部長 2008年6月 取締役小牧事業部設計・開発部長 2012年6月 代表取締役社長 2022年6月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	15,691株
	【選任理由】 神谷慎二氏は、当社入社以来、小牧事業部の技術部門において、主に製造工程等の管理および新たな技術、機械の開発において活躍しており、当社事業の核となる技術、開発における深い知見を有するとともに、取締役社長(代表取締役)の歴任において当社の経営全般における幅の広い知識を有しております。2022年6月以降は常勤監査等委員として、当社経営の監査、監督に関与しております。今後も引き続き、当社経営の監査・監督および意思決定における助言等を通じて経営の健全性等を担保する役割を期待することから、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	ない どう さち お 内 藤 幸 男 (1940年10月21日生)	1964年8月 株式会社名南製作所入社 1997年6月 同社取締役営業担当 2015年4月 同社顧問 2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	37,396株
	【選任理由】 内藤幸男氏は、当社の同業社である株式会社名南製作所において取締役を歴任した経緯を持ち、当社以外の経営において豊富な経験と知識を有しており、2015年6月は当社の社外取締役、2016年6月以降は監査等委員である社外取締役として当社の経営に関与しております。今後も引き続き、業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から、当社経営の監査および監督を通じて経営の健全性を確保する役割を期待することから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	あ だ ち か ず な り 安 達 和 平 (1967年10月19日生)	1992年10月 監査法人トーマツ入所 1996年 4 月 公認会計士登録 1998年 8 月 安達公認会計士事務所開設（現任） 2004年 9 月 税理士登録 2006年 7 月 監査法人アンビシャス代表社員 2022年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 安達公認会計士事務所 公認会計士	1,081株
	【選任理由】 安達和平氏は、社外取締役となる以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士として深い知識と豊富な経験を有しており、2022年6月以降は、当社の監査等委員である社外取締役として経営に関与しております。今後も引き続き、業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から、当社経営の監査および監督を通じて経営の健全性を確保する役割を期待することから、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内藤幸男氏および安達和平氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 内藤幸男氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 安達和平氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、神谷慎二氏、内藤幸男氏および安達和平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令（会社法第425条第1項）に定める額を上限としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、当社の監査等委員である社外取締役を含む被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、内藤幸男氏および安達和平氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
矢 吹 幸 成 (1948年1月13日生)	1963年3月 株式会社名南製作所入社 1995年6月 同社取締役経理担当 2016年6月 同社顧問 2018年12月 株式会社大成製作所顧問	—
【選任理由】 矢吹幸成氏は、当社の同業社である株式会社名南製作所において取締役を歴任した経緯を持ち、当社以外の経営において豊富な経験と知識を有しており、特に財務および経理部門における高い見識を備えております。当社の監査等委員である社外取締役に選任された際は、当社経営の監査・監督および意思決定における助言等を通じて経営の健全性等を担保する役割を期待することから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 矢吹幸成氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 矢吹幸成氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第1項）に定める額を上限としております。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く）。矢吹幸成氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

（ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス）

第2号議案および第3号議案が原案どおり可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは下記のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より期待する知識・経験・能力についての項目を記載しており、有する全ての経験を表すものではありません。

スキルマトリックス各項目の内容

項目	内容
企業経営・経営戦略	持続的な経営戦略を策定し、戦略を実行できる組織体制の整備を担うことを期待する。
人事・労務・人事育成	健全な事業を継続するには、「人財」が重要であり、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮することで目的を達成できる人材戦略を担うことを期待する。
イノベーション・開発営業・技術	客先の要望を理解し、先進技術を取り入れた機械の開発を行い、高品質の商品を提供する事業戦略を担うことを期待する。
財務会計	正確な財務報告体制を整え持続すること。持続的な企業価値向上に向けた成長投資、株主還元を実現する財務戦略を担うことを期待する。
ガバナンス・リスク管理	適切な企業統治体制を確立し、経営監督の実効性向上を担うことを期待する。
サステナビリティ	事業を通じて環境維持に貢献できる事業戦略を担うことを期待する。
海外知見	海外事業の成長戦略の策定に関する助言及び監督を担うことを期待する。

スキルマトリックス

（期待する知識・経験・能力(特に期待するもの=◎)

取締役名	役職	企業経営 経営戦略	人事・労務 人財育成	イノベーション 開発営業 技術	財務会計	ガバナンス リスク管理	サステナビリティ	海外知見
尾関 修康	取締役	◎	◎	○	◎	◎	○	
稲山 和伸	取締役	○	◎	○	◎	◎	○	
指吸 隆幸	取締役	◎	○		○	○	○	
祖父江 雅也	取締役	○	○	◎				
森 淳彦	取締役	○		◎				○
溝口 祥司	取締役	○	○	◎		○		
神谷 慎二	取締役(監査等委員)			○		◎	○	
内藤 幸男	取締役(監査等委員)			○		○		○
安達 和平	取締役(監査等委員)				◎	◎		

株主総会会場のご案内

株主総会は、株式会社太平製作所本社で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

記
会 場 所在地 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番 8
株式会社 太平製作所 本 社
電話 <0568> 73-6411 (代表)
交通機関 名鉄電車 名鉄犬山線岩倉駅下車タクシーにて約15分
名鉄小牧線小牧駅下車タクシーにて約12分

案内図

